

「基本的考え方」からの主な変更点

司法修習委員会幹事

(注) 資料 29 「議論の取りまとめ(案)」は、これまで委員会で議論された各論点に関する「基本的考え方」を基に作成したものであるが、作成に当たり一部修正を加えているので、以下、主な変更点を列挙する。

はじめに

法曹養成に関する議論の流れ等をまとめたものとして、新たに記載。

第 1 新しい司法修習の理念と基本構想(2頁～5頁)

資料 6 を基に作成

これからの法曹に求められる資質(第 1 の 1)

資料 6 では、法曹に求められる資質を広く掲げるにとどまっていたが、委員会での議論を踏まえ、司法制度改革審議会意見書の記載を引用するなどして整理した上、「司法修習の課程で養成すべき資質については、法曹養成制度全体の中における司法修習の位置付け、役割分担の観点から検討する必要がある」との検討の視点を盛り込んだ。

新しい司法修習の指導目標(第 1 の 2 (2))

資料 6 では、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的なスキル(技法)とマインド(見識, 心構え等)の養成に焦点を絞った教育を行う」としていたが、委員会での議論を踏まえ、「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる, 法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と, 法曹としての思考方法, 倫理観, 見識, 心構え等の養成に焦点を絞った教育を行う」と修正し, 指導目標を具体的に記載した上で, それらを資質等

を標語的に「基本的なスキルとマインド」と表現し得ると整理した。

新しい司法修習で養成すべき能力（第1の2(3)）

資料6では、法曹に共通して必要とされる基本的能力として、「法的分析能力、事実認定能力、説得的な表現能力」を掲げていたが、委員会での議論を踏まえ、人の話をよく聴く能力、コミュニケーション能力も含めたものとして「事情聴取をはじめとする事実調査の能力」を加えた。

## 第2 実務修習の在り方（6頁～10頁）

資料12及び14を基に作成。

総合型実務修習の名称

司法修習生が主体的に選択、設計することにより、分野別実務修習の成果の深化と補完を図ったり、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うプログラムについて、資料12及び14では「総合型実務修習」との名称を用いていたが、そのプログラムの内容を的確に表現するため、「選択型実務修習」という名称に変更した。

資料16（総合型実務修習（仮称）の運用に関する議論の整理（案））は、取りまとめに盛り込んでいない。

## 第3 集合修習の在り方（11頁～13頁）

資料18を基に作成。

集合修習の意義・必要性（第3の1(1)）

委員会での議論を踏まえ、「断片的」、「ばらつき」などの表現振りを改めた。

各科目の指導目標（資料18別紙～）は、取りまとめに盛り込んでいない。

第 4 成績評価の在り方 ( 14 頁 ~ 16 頁 )

資料 2 3 を基に作成。

第 5 関連する諸問題 ( 17 頁 ~ 19 頁 )

資料 2 6 を基に作成。